

市区町村コード													
032166													
岩手県	都道府県 法人市町村民税領収済通知書												
滝沢市	市町村												
口 座 番 号						加 入 者							
一 般 会 計						2 0 法 人 市 民 税							
所在地及び氏名又は名称													
年 度	※ 処 理 事 項						管 理 番 号						
事 業 年 度						申 告 区 分							
・ ・ ・ ・ ・ から ・ ・ ・ ・ ・ ま で						確 定 予 定 見 込 そ の 他 ()							
		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
法人税割額	01												
均 等 割 額	02												
延 滞 金	03												
督促手数料	04												
合 計 額	05												
納 期 限	年 月 日					領 収 日 付 印							
指定金融機関名 (取りまとめ店)	新岩手農業協同組合 滝沢支所												
取りまとめ局													

市区町村コード													
032166													
岩手県	都道府県												
滝沢市	市町村												
口 座 番 号						加 入 者							
一 般 会 計						2 0 法 人 市 民 税							
所在地及び氏名又は名称													
年 度		※ 処 理 事 項						管 理 番 号					
事 業 年 度		申 告 区 分											
・ ・ ・ ・ ・		確 定 - 予 定 - 見 込 - そ の 他											
		百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円											
法人税割額	01												
均 等 割 額	02												
延 滞 金	03												
督促手数料	04												
合 計 額	05												
納 期 限	年 月 日					領 収 日 付 印							
日 計													
	円												

上記のとおり納付します。

(金融機関保管)

市区町村コード																							
032166																							
岩手県		法 人 市 町 村 民 税 領 収 証 書																					
滝沢市		都道府県 市町村																					
口 座 番 号						加 入 者																	
一 般 会 計						2 0 法 人 市 民 税																	
所在地及び氏名又は名称																							
年 度		※ 処 理 事 項								管 理 番 号													
事 業 年 度										申 告 区 分													
・ ・ か ・ ま ら で										確 定 - 予 定 - 見 込 - そ の 他 ()													
		百		十		億		千		百		十		万		千		百		十		円	
法人税割額		01																					
均 等 割 額		02																					
延 滞 金		03																					
督促手数料		04																					
合 計 額		05																					
納 期 限		年 月 日								領 収 日 付 印													

上記のとおり領収しました。(納税者保管)
◎この納付書は、3枚1組になっていますので、切り離さずに提出してください。

●納 付 場 所

- 滝沢市役所および出張所
- 新岩手農業協同組合（各支店・各出張所）
- 岩手銀行（本店・各支店・各出張所）
- 北日本銀行（本店・各支店）
- 東北銀行（本店・各支店・各出張所）
- 盛岡信用金庫（本店・各支店）
- 岩手県信用農業協同組合連合会
- 東北労働金庫（本店・各支店）

◎延滞金の計算について

① 延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、年 14.6%（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3%）の割合（当該機関のうち平成 26 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3%の割合を加算した割合とし、年 7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3%の割合を超える場合には、年 7.3%の割合））を乗じて計算した金額となります。

ただし、法定納期限の翌日から別表の区分による期日までの期間については、別に定める割合で計算してください。

② 未納税額が 2,000 円未満の場合にはその全額、2,000 円以上の場合でも 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算してください。

③ 算出された延滞金の額が 1,000 円未満の場合にはその全額、また延滞金の額が 1,000 円以上のもので 1,000 円未満の端数金額は切り捨てます。

別表

区 分	期 日
法定納期限内の申告	法定納期限の翌日から 1 ヶ月を経過する日
法定納期限後の申告	申告した日及びその翌日から 1 ヶ月を経過する日
修 正 申 告	修正申告した日（提出期限前の申告は提出期限）及びその翌日から 1 ヶ月を経過する日
更 正 ・ 決 定	通知書に指定された日およびその翌日から 1 ヶ月を経過する日